第百五十条第一項中「医療保険者」の下に「（国民健康保険にあっては、都道府県。次項及び第百六十一条を除き、以下同じ。）」を加え、同条第二項中「医療保険者」の下に「（国民健康保険にあっては、市町村）」を加え、「徴収し、納付金を納付する」を「徴収する」に改め、同条に次の一項を加える。

3　医療保険者は、納付金を納付する義務を負う。

附則第十一条第一項中「国民健康保険法附則第十条第一項に規定する被用者保険等保険者」を「高齢者の医療の確保に関する法律第七条第三項に規定する被用者保険等保険者又は健康保険法第百二十三条第一項の規定による保険者としての全国健康保険協会」に改め、同条第三項第六号及び第四項中「国民健康保険法附則第十条第三項」を「高齢者の医療の確保に関する法律第七条第三項」に改める。

（介護保険法の一部改正に伴う経過措置）

第五十四条　平成二十九年度以前の各年度の市町村に係る概算納付金及び平成二十七年度以前の各年度の市町村に係る確定納付金については、なお従前の例による。

第五十五条　平成三十年度及び平成三十一年度の各年度の都道府県に係る納付金の額は、介護保険法第百五十一条第一項の規定にかかわらず、当該各年度の概算納付金の額（以下この項において「都道府県概算納付金額」という。）とする。ただし、前々年度の当該都道府県の区域に属する市町村に係る概算納付金の額の合計額（以下この項において「区域内市町村概算納付金合計額」という。）が同年度の当該都道府県の区域に属する市町村に係る確定納付金の額（当該市町村に同法第百五十三条の規定を適用するとしたならば、同条の規定により算定されることとなる額をいう。）の合計額（以下この項において「区域内市町村確定納付金合計額」という。）を超えるときは、当該各年度の都道府県概算納付金額からその超える額とその超える額に係る調整金額（同法第百五十一条第一項ただし書に規定する調整金額をいう。以下この項において同じ。）との合計額を控除して得た額とするものとし、前々年度の区域内市町村概算納付金合計額が同年度の区域内市町村確定納付金合計額に満たないときは、当該各年度の都道府県概算納付金額にその満たない額とその満たない額に係る調整金額との合計額を加算して得た額とする。

（独立行政法人地域医療機能推進機構法の一部改正）

第五十六条　独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成十七年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「又は第二項」を「又は第三項」に改める。

（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正）

第五十七条　社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「市町村又は特別区」を「都道府県」に改める。

（日本年金機構法の一部改正）

第五十八条　日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項第四号イ中「第六十六条第九項」を「第六十六条第十一項」に改める。

（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第五十九条　介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

附則第三十五条中「（以下「新高齢者医療確保法」という。）」を削る。

附則第三十六条中「新高齢者医療確保法附則第十三条の六」を「高齢者の医療の確保に関する法律附則第十三条の十一」に改める。

第六十条　介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第三十六条中「附則第十三条の十一」を「附則第十三条の七」に改める。

（福島復興再生特別措置法の一部改正）

第六十一条　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第五十条中「規定する保険者」の下に「（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の定めるところにより都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険にあっては、市町村）」を加え、「同法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に改める。

（公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

第六十二条　公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第十九条の二のうち私立学校教職員共済法第二十二条第二項の改正規定中「第四十四級」に」の下に「「第四十四級」を「第四十五級」に、「第四十五級」を「第四十六級」に、「第四十六級」を「第四十七級」に」を加える。

第二十五条中健康保険法附則第五条の三の次に一条を加える改正規定を次のように改める。

附則第五条の三中「附則第十三条の六第一号」を「附則第十三条の六第一項第一号」に、「附則第十三条の六第三号」を「附則第十三条の六第一項第三号」に改める。

第二十七条を次のように改める。

（高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正）

第二十七条　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

附則第十三条の六第一号中「（次号において「前期高齢者加入見込率」という。）」を削り、同条第二号を次のように改める。

二　平成二十八年度における当該被用者保険等保険者に係る附則第十四条の九第一項第一号に規定する補正後概算加入者割後期高齢者支援金額に、同年度における当該被用者保険等保険者に係るイに掲げる数とロに掲げる数との合計（同項において「補正後加入者見込数」という。）に対するハに掲げる数とニに掲げる数との合計の割合を基礎として被用者保険等保険者ごとに算定される率（第三項において「補正後前期高齢者加入見込率」という。）を乗じて得た額（第四号及び附則第十三条の八第一項第二号において「前期高齢者に係る補正後加入者割後期高齢者支援金の概算額」という。）

イ　加入者（特定加入者（次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者をいう。以下同じ。）である者を除く。）の見込数

(1)　健康保険法の規定による被保険者　その同法に規定する標準報酬月額と、同法に規定する標準賞与額の平成二十八年度の合計額を同年度の加入月数で除して得た額との合計額が、十万千円に満たない者及びその被扶養者

(2)　船員保険法の規定による被保険者　その同法に規定する標準報酬月額と、同法に規定する標準賞与額の平成二十八年度の合計額を同年度の加入月数で除して得た額との合計額が、十万千円に満たない者及びその被扶養者

(3)　国家公務員共済組合法に基づく共済組合の組合員　その同法に規定する標準報酬の月額と、同法に規定する標準期末手当等の額の平成二十八年度の合計額を同年度の加入月数で除して得た額との合計額が、十万千円に満たない者及びその被扶養者

(4)　地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員　その同法に規定する標準報酬の月額と、同法に規定する標準期末手当等の額の平成二十八年度の合計額を同年度の加入月数で除して得た額との合計額が、十万千円に満たない者及びその被扶養者